

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	十島地区 (十島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・十島地区は、昭和52年度には場整備事業を実施しており、その大部分が地区外扱い手への作業委託により水稻栽培が行われている。
- ・地区内世帯数は7世帯で、高齢化率が76.9%と高く、人手不足や高齢化による農業を下支えする地域の労働力の低下により、今後ますます扱い手の負担が大きくなる事が懸念される。
- ・中山間地域であり、田の一筆あたりの区画が小さく、作業効率を上げるために区画拡大できる農地が少ないのも課題である。
- ・イノシシ等の鳥獣による農作物被害も拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・区域内は水稻、アスパラ栽培を行っており、主食用米の高付加価値化、畑地化による高収益作物による所得向上を図る。
- ・人手不足と高齢化が進んでいる状況において、農地の現状を維持していくのは扱い手の大きな負担になるため、地域と扱い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。
- ・遊休農地対策として、集落任意組織による菜の花等景観作物の作付を可能な限り実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・現状、中山間直払の対象農地を農業上の利用が行われる区域とし、畑地については自己保全・管理を行う区域とする。
- ・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地所有者は、原則機構に貸付けていく。
- ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手の意向を確認し、必要に応じて、今後検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新たな担い手の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が拡大していることから、獵友会等関係団体と連携し被害防止策を強化していく

⑦中山間地域等直接支払交付金において、区域内の農用地の保全・管理を行う。

⑧滝の沢用水路の取水口付近の落差が大きく、高齢化と少人数での維持管理が困難な状況になっていることから、施設の改良について町等関係者と協議し、実行していく。